

露店で火気を使用するときは

消火器の設置
消防署への届出

義務です！

が必要です！

露店を、下記の①のような催しに出店する場合で、②のような火気器具（対象火気器具）を使用するときは、消火器の設置と、消防署への事前の届出が義務となっています！

① 対象となる催し（多数の集合する催し）※

夏祭り、花火大会、縁日、初詣、祭礼
展示会、物産展、フリーマーケット
幼小中高校での催し、大学での学園祭
自治会・町内会の行事

※多数の集合する催し 不特定多数の者が集まり、火災が発生した場合の危険性が高まる催しであって、一定の社会的広がりを持つ催し（回覧板やポスター、ホームページなどで広く住民に周知されている場合をいう）をいいます。

対象外

- 近隣者で行うバーベキューやホームパーティなど
- 幼稚園の父兄等が主催する餅つき大会など

その判断基準は

参加者が顔見知りかどうか
つまり
「参加者が不特定多数でない」
ということです

② 対象となる火気器具（主なものを例示すると下記のとおりです）

気体燃料

使用する器具

（プロパンガス）



カセットこんろ



ガスこんろ

液体燃料

使用する器具

（ガソリンや灯油）



発電機



石油ストーブ

固体燃料

使用する器具

（木炭や薪）



まき



木炭

電気を熱源

とする器具

（電気）



電気こんろ



ホットプレート

消火器設置についての Q&A



Q 1 消火器は、どんなもので、誰が準備するのか。

A 市販されている一般的な消火器で、「日本消防検定協会の」合格表示の「検定マーク」がある消火器です。
原則として対象火気器具等を取り扱うものが準備します。

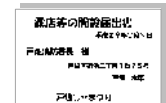
Q 2 消火器は何本置かなければならないのか。

A 原則として、1つの火気器具に対して1本の消火器を準備してください。
なお、消火器は点検の義務はありませんが、型式失効のものや、腐食・破損のあるものは、いざという時に使用できないだけでなく、重大な事故につながる恐れもありますので、適切な消火器を準備してください。

Q 3 単に照明設備として発電機のみを使用するが、消火器は必要なのか。

A 必要です。
表面の①で示した催しで使用する場合には、発電機も対象となる（②に記載）ことから、消火器の準備が必要となります。

露店開設の届出についての Q&A



Q 1 届出は、誰が、どこに提出するのか。

A 消防機関が実施状況を事前に把握し、必要な指導が行えるように、「露店等」を開設しようとする主催者等が、事前に所轄消防署長に届け出る必要があります。

Q 2 イベント主催者や実行委員会等が取りまとめて届け出ることは可能か。

A 可能です。
届出者は「露店等」を開設しようとする主催者等となっています。
催しの形態は様々であり、実行委員会や事務局等が存在するのであれば、管理的かつ統括的な立場で届け出を担っていただけるよう、各出店者を取りまとめ、届け出てください。

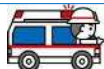
Q 3 主催者が把握していない露店（管理外）は、誰が届け出るのか。

A 当該露店等を開設する者となります。
道路使用許可等によって一時的に占有する場所以外で露店等を開設している者を発見した場合は、警察機関等の各機関が連携し、適切な対応を行うよう指導することとしています。

お問い合わせは お近くの消防署へ



北九州市消防局お問合せ先	小倉南消防署：951-0119	八幡西消防署：622-0119
門司消防署：372-0119	若松消防署：752-0119	戸畑消防署：861-0119
小倉北消防署：582-0119	八幡東消防署：663-0119	消防局予防課：582-3836



うら面をご確認ください！ →